

車の通行するところ、 車が通行してはいけないところ



1 車道通行の原則と例外 (法17・17の2)

車は、歩道や路側帯と車道の区分のある道路では、
車道を通行しなければなりません。

また、二輪又は三輪の自転車以外の車は、自転車道
や自転車歩行者専用道路を通行してはいけません。●

しかし、道路に面した場所に入出入りするために、こ
れらの道路の部分を横切の場合は通行できます。



歩道のある道路



路側帯のある道路

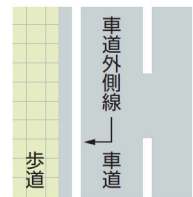
注!

「路側帯」とは、

歩道のない道路で、歩行者の通行のためや車道の効用を保つため白の線によって区分された道路の端の帯状の部分をいいます。

路側帯		駐停車禁止路側帯		歩行者用路側帯	
路側帯	車道	路側帯	車道	路側帯	車道
歩行者・軽車両が通行可				歩行者のみ通行可	

歩道のある道路で、車道の外側の縁線を示す白線を「車道外側線」といい、その車道外側線と歩道の間も車道として扱われるので、進入して通行することができます。



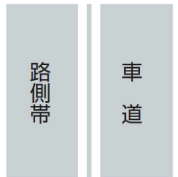
Research

より深く...

「自転車などの軽車両」は、

道路の左側部分に設けられた路側帯に限り、路側帯を通ることができます。しかし、歩行者の通行に大きな妨げとなるところや、白の二本線の標示（歩行者用路側帯）のあるところは通れません。

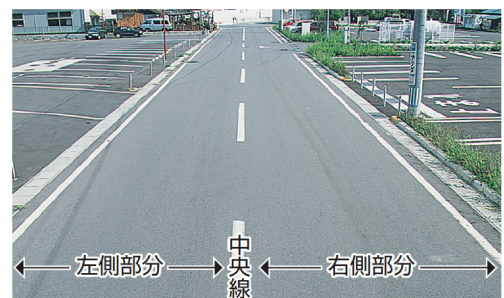
歩行者用路側帯



2 左側通行の原則と例外 (法17)

1 左側通行の原則

車は、道路の中央（中央線のあるときは、その中央線）から左の部分を通りしなければなりません。



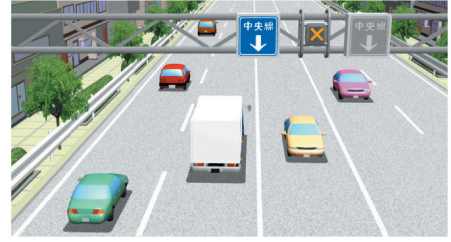
注!

中央線は、必ずしも道路の中央にあるとは限りません。

中央線が道路の中央にない場合の例



中央線が片側に寄っている場合



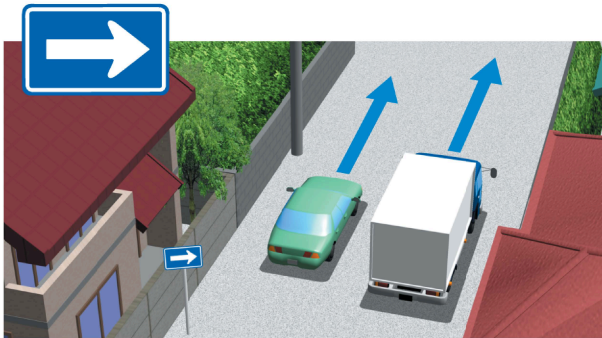
中央線の位置が時間で移動する場合

2 左側通行の例外

車は、次の場合は、道路の中央から**右の部分**にはみ出して通行することができます。

しかし、一方通行となっている場合のほかは、はみ出し方ができるだけ少なくなるようにしなければなりません。

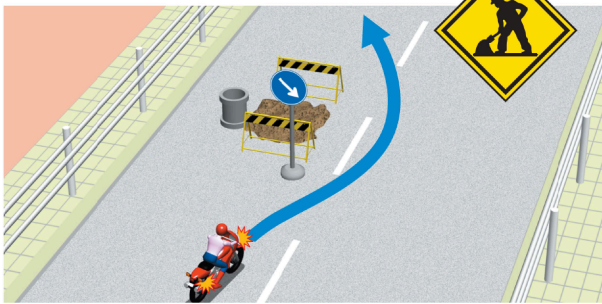
① 一方通行となっているとき。



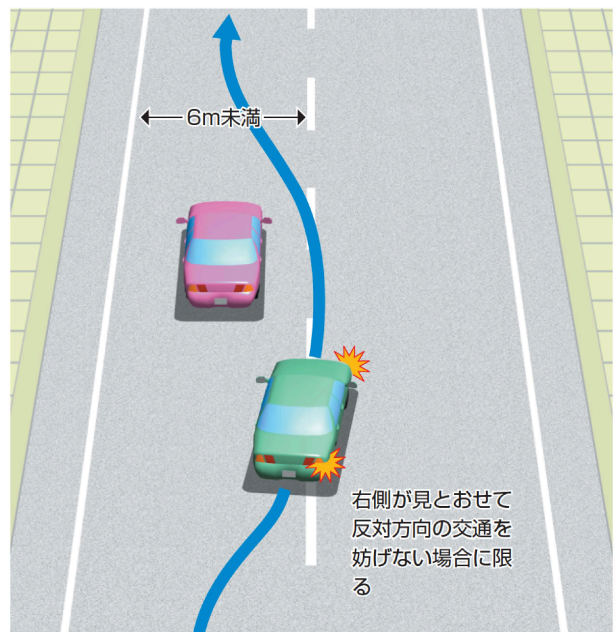
② 道路の左側部分の幅が、その車の通行に十分なものでないとき。



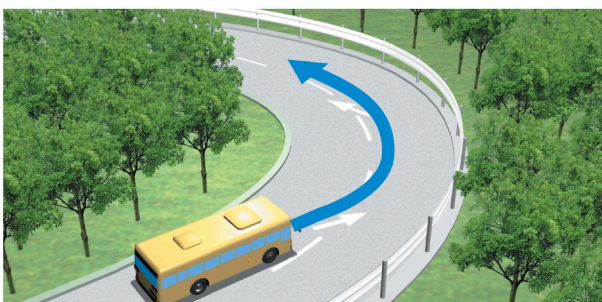
③ 工事などのため左側部分だけでは、通行するのに十分な幅がないとき。



④ 左側部分の幅が6メートル未満の見通しのよい道路でほかの車を追い越そうとするとき（標識や標示で追越しのため右側の部分にはみ出して通行することが禁止されている場合を除きます。）。



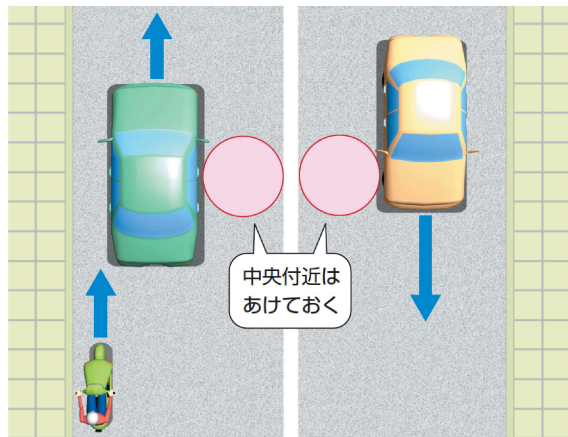
⑤ こう配の急な道路の曲がり角付近で、「右側通行」の標示があるとき。



③ 車両通行帯のない道路における通行 (法18)

車両通行帯（車線やレーンともいいます。）のない道路では、**追越しなどでやむを得ない場合**のほかは、**自動車や原動機付自転車は、道路の左に寄って通行しなければなりません**（軽車両は、道路の左端に寄って通行しなければなりません。）。

◆左寄りの通行方法

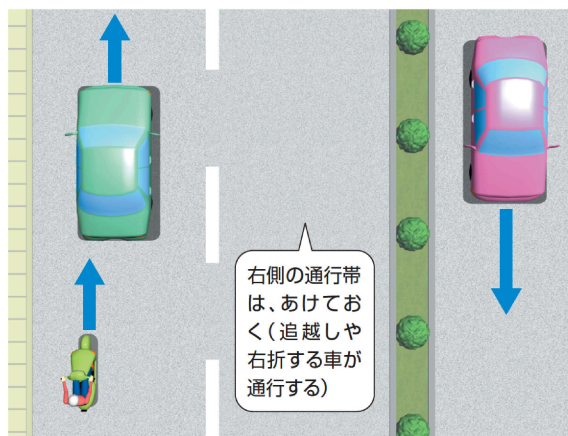


④ 車両通行帯のある道路における通行 (法20)

1 二つの車両通行帯がある道路

同一の方向に二つの車両通行帯があるときは、**左側の車両通行帯を通行しなければなりません**。

◆二つの車両通行帯のある道路の通行方法

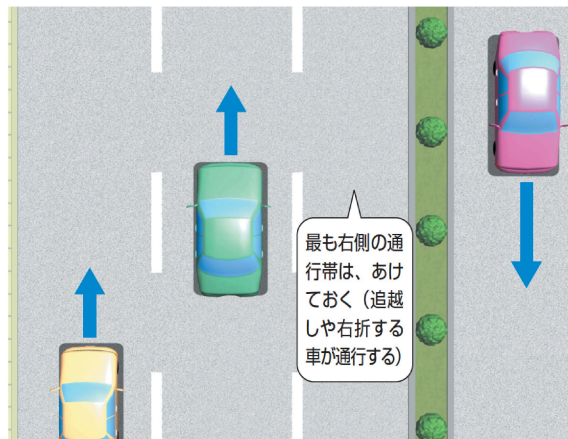


2 三つ以上の車両通行帯のある道路

同一の方向に三つ以上の車両通行帯があるときは、**最も右側の車両通行帯は、追越しなどのために空けておき、それ以外の車両通行帯を通行することができます**。

この場合には、**速度の遅い車が左側、速度が速くなるにつれて順次右側寄りの車両通行帯を通行しましょう**。

◆三つ以上の車両通行帯のある道路の通行方法



3 標識や標示により指定されている道路

標識や標示によって通行区分が示されているときは、それに従わなければなりません。

◆通行区分が示されている場合



二輪や軽車両の通行区分



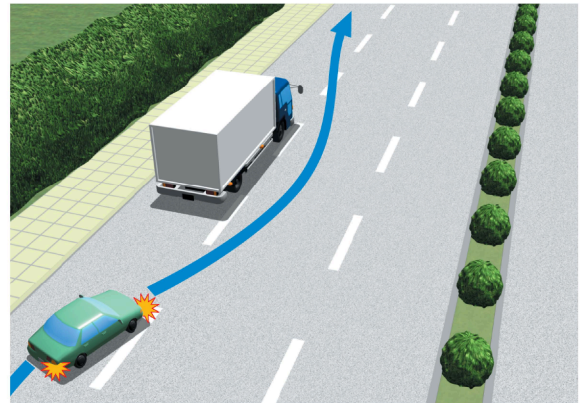
大型貨物や大型特殊の通行区分

4 追越しをするとき

車両通行帯のある道路で追越しをするときは、その通行している車両通行帯の直近の右側の車両通行帯を通行しなければなりません。

また、追越しのため最も右側の車両通行帯を通行する場合であっても、前の車を追い越し終わったときは、速やかにそれ以外の車両通行帯に戻らなければなりません。

◆追い越すときは、すぐ右側の車両通行帯を通行しましょう。



5 不必要な車線変更の禁止 (法26の2)

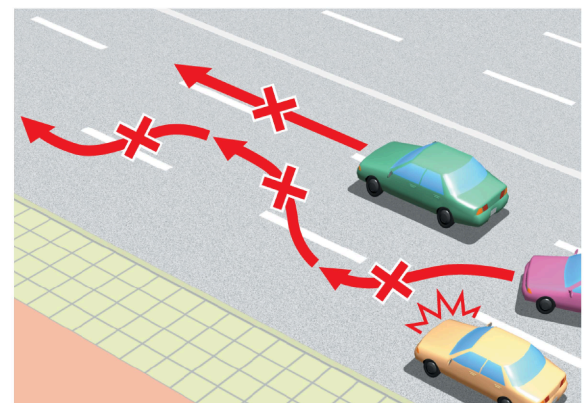
車両通行帯のある道路では、追越しなどでやむを得ない場合のほかは、

- ① 車両通行帯からはみ出での通行
- ② 二つの車両通行帯にまたがったりしての通行

は、してはいけません。

また、車両通行帯をみだりに変えて通行すると、後続車の迷惑となり、ひいては事故の原因ともなりますから、同一の車両通行帯を通行しなければなりません。

◆不必要な車線変更はやめましょう。



6 標識・標示による通行禁止 (法8・17)

1 標識による通行禁止

「通行止め」、「車両通行止め」、「自転車及び歩行者専用」、「歩行者専用」などの標識によって通行が禁止されている道路を通行してはいけません。

通行止め



歩行者、車、路面電車は通行できません。

車両通行止め



車は通行できません。

自転車及び歩行者専用



普通自転車と歩行者以外は通行できません。

歩行者専用



車は通行できません。

2 標示による通行禁止

安全地帯や「立入り禁止部分」の標示によって車の通行が禁止されている場所に入ってはいけません。

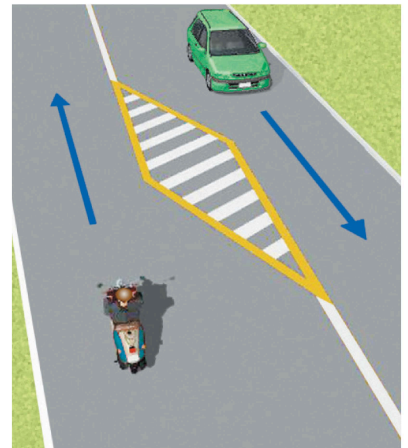
◆島状の安全地帯



◆標識と標示で示された安全地帯



◆立入り禁止部分



7 歩道・歩行者用道路等の通行禁止と例外 (法9・17・21、制限令9)

1 歩道などの通行禁止と例外

自動車や原動機付自転車は、歩道や路側帯や自転車道などを通行してはいけません。しかし、道路に面した場所に入りにするために横切する場合などは別です。

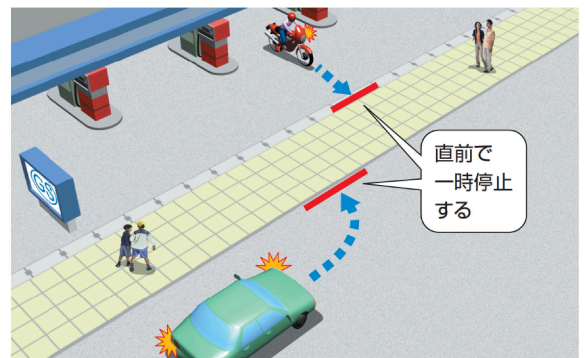


「道路に面した場所」とは、道路に面した所にあるガソリンスタンド、車庫、駐車場などのことをいいます。

2 歩道又は路側帯横断時の注意

道路に面した場所に入りにするために歩道や路側帯を横切の場合には、その直前で一時停止をするとともに、歩行者の通行を妨げないようにしなければなりません（歩行者がいなくても、歩道などに入る直前では一時停止をしなければなりません。）。

◆歩道や路側帯では、必ず一時停止



3 路肩の通行禁止

自動車（二輪のものを除く。）は、歩道や路側帯のない道路を通行するときは、**路肩**（路端から0.5メートルの部分）にはみ出して通行してはいけません。

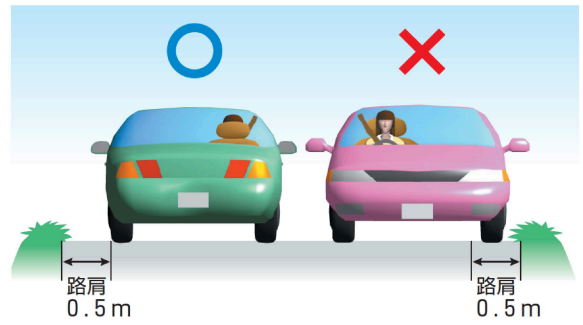
4 軌道敷内の通行禁止と例外

車は、**軌道敷内**を通行してはいけません。

しかし、

- 「軌道敷内通行可」の標識によって認められた車が通行するとき
- 左折、右折、横断、転回するため、軌道敷内を横切るとき
- 危険防止のためやむを得ないとき
- 道路の左側部分の幅が、車の通行のため十分でないとき
- 道路の損壊、道路工事などのため、車が通行できないとき

などは通行することができます。



「軌道敷内を通行している車」は、

後方から路面電車が近づいてきたときは、路面電車の進行を妨げないように、速やかに軌道敷外に出るか、十分な距離を保たなければなりません。

「標識によって認められた車」とは、

「軌道敷内通行可」の標識の下に、補助標識によって車種が指定されている場合は、その車種に限られます。

補助標識がない場合は、車のすべてのことをいいます。

Research より深く…



普通

「軌道敷内通行可」

この標識は、補助標識によって通行できる車種が、

この補助標識がついている場合は、普通自動車のみ通行できます。

「軌道敷内」とは、

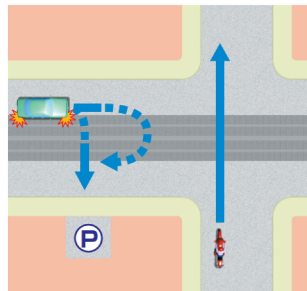
ルールを囲んでいる道路の部分を行います。

Keyword

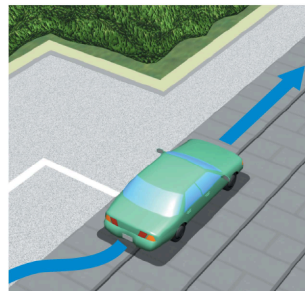
◆軌道敷内通行禁止の例外



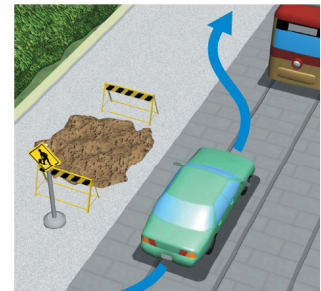
標識によって通行が認められたとき



右左折、横断、転回などのため横切るとき



通行のため十分な幅員がないとき



工事などのため通行できないとき

セーフティエチケット

方向指示器

曲がり角で右左折するとき、ほとんどの人は方向指示器で合図を出しますが、車線変更のときにはどうでしょうか。

合図もせずに急に割り込まれたら、あなたは、いやな気分になるのではないのでしょうか。

方向指示器で、周りの車にあなたの意思を伝え、マナーを守ってお互い気持ちよく運転することを心掛けましょう。



5 歩行者用道路通行時の注意

歩行者用道路では、沿道に車庫を持つ車などで特に通行を認められた車だけが通行できます。この場合は、特に歩行者に注意して徐行しなければなりません。

セーフティエチケット

自転車の通行

自転車は、車道通行が原則です（幼児、児童、高齢者等を除く。）。しかし、実際には、歩道を無秩序に乗り回している状態です。

- 二人乗り・歩道通行・横断歩道を自転車に乗ったまま走行（歩行者がいる場合）
- 並進・ジグザグ運転・道路の斜め横断・片手・傘差し運転等

人への迷惑を考えずに、社会のルールを守れない人が増えてきたら、いつまでたっても交通事故を減らすことはできません。



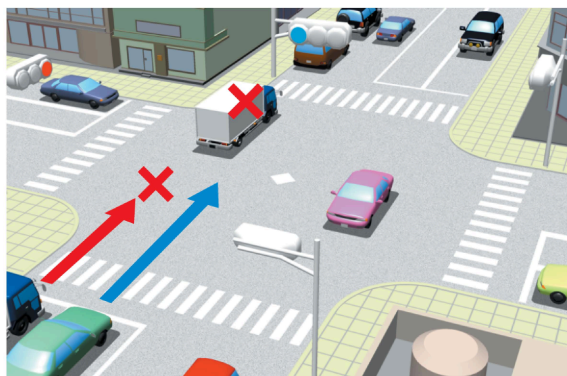
「歩行者用道路を通行できる車」とは、

- ① 沿道に車庫又は常置場所のある車、身体障がい者を輸送する車、貨物の集配などのため必要な車で警察署長の許可を受けた車
- ② 緊急自動車、清掃用の車、郵便車などの対象除外車をいいます。

8 交通状況による進入禁止 (法50)

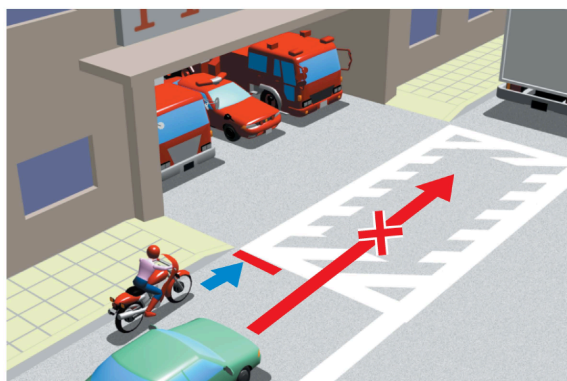
1 交差点混雑防止のための進入禁止

交通整理の行われている交差点では、前方の交通が混雑しているため交差点内で止まってしまい交差方向の車の通行を妨げるおそれがあるときは、信号が青でも交差点に入ってはいけません。



2 停止禁止の標示部分への進入禁止

警察署や消防署の前などで、「停止禁止部分」の標示のある場所で、動きがとれなくなるおそれがあるときは、入ってはいけません。



セーフティエチケット

停止のルール

消防署の前の道は、停止禁止場所になっています。

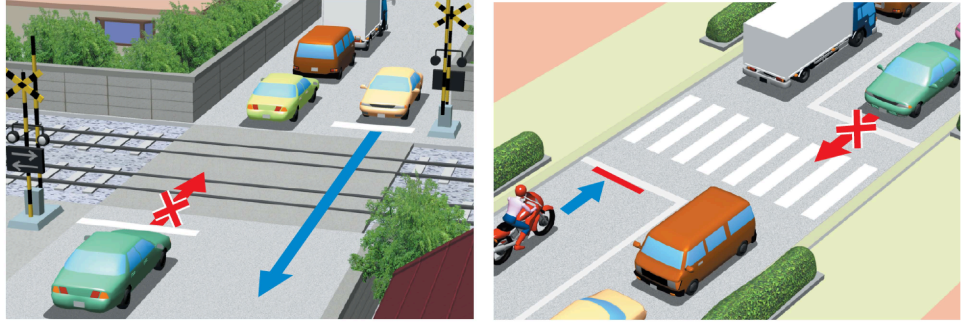
いつ起こるか分からない緊急時に、緊急自動車の出動がスムーズにできるようにするためです。

信号待ちで少し停車するだけだからいいと思わないでください。

あなたのルール違反が、人の命にかかわってくるかもしれないのです。

3 踏切、横断歩道又は自転車横断帯への進入禁止

踏切、横断歩道又は自転車横断帯で動きがとれなくなるおそれがあるときは、**入ってはいけません**。



Research

より深く…

「自転車の通行方法」

近年、自転車に関係する交通事故が増加しています。そのため、自転車の通行方法が見直されました。自動車を運転する側も、自転車の通行ルールやマナーを理解し、交通事故をなくしましょう。

● 自転車安全利用五原則

- ① 自転車は、車道が原則、歩道は例外
「普通自転車歩道通行可」の標識がある歩道は、通行できます。
- ② 車道は、左側を通行
- ③ 歩道では、歩行者優先
- ④ 安全ルールを守る
飲酒運転、二人乗り、並進、無灯火、一時不停止などの禁止
- ⑤ 子どもは、ヘルメット着用

ためしてみよう!

○×問題

正しいと判断したときは○の欄、まちがっている
と判断したときは×の欄に✓印をつけてください。

- 問 1 一方通行の道路では、道路の中央から右側にはみ出して通行してもよい。
- 問 2 自転車以外の車両は、道路外の施設に出入りするためやむを得ない場合
であっても、絶対に自転車道を横断してはならない。
- 問 3 左側部分の道幅が6メートル未満の見通しの良い道路で追越しをする
ときは、中央線から右側部分に最小限はみ出すことができる。
- 問 4 青信号は進めの命令ではないから、前方の交通が混雑してあり、交差点
に入ると動きがとれなくなるようなときは、青信号でも交差点に入ってはな
らない。
- 問 5 道路に面した場所に入るため、歩道や路側帯を横切るときは、歩行者の有
無に関係なく徐行する。

○	×
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

▶解答と解説は、128 ページにあります。◀